

鹿児島県 子ども・子育て支援事業 支援計画 【概要版】

平成27年度～平成31年度



《目次》

第1 計画の策定について	1
第2 計画の推進に当たって	2
第3 計画策定の背景	3
第4 教育・保育等の推進	5
第5 子どもに関する専門的な知識と技術を要する支援等	11
第6 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために 必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	14

第1 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援については、平成24年8月、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)など子ども・子育て関連3法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度(以下「新制度」という。)が創設されたところです。

新制度においては、実施主体である市町村が、住民に最も身近な地方公共団体として、質の高い教育・保育(※)と地域子ども・子育て支援事業の提供を行い、県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業が適正、円滑に行われるよう必要な助言や援助を行い、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策や各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を行うこととなっています。

このことから、県が新制度の推進に取り組むに当たり、その方向性と取組内容を示す「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」(以下「計画」という。)を策定するものです。

※子ども・子育て支援法第7条第2項及び第3項に定める教育・保育をいう。(以下同じ。)

2 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法に基づき策定するものですが、盛り込む内容が本計画と重複する、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく鹿児島県母子家庭等及び寡婦自立促進計画、児童福祉法に基づく鹿児島県保育計画、放課後子ども総合プランに係る鹿児島県行動計画の内容を含むものです。

また、かごしま将来ビジョン、鹿児島県教育振興基本計画、鹿児島県社会的養護推進計画、鹿児島県障害者計画など、県が策定する子ども・子育て支援に関する事項を定める他の計画と調和が保たれた計画としています。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。





第2 計画の推進に当たって

1 計画の推進体制

(1) 県の推進体制

計画の内容は、教育、児童福祉、障害福祉、母子保健、労働等各部局に関連があることから、計画の推進に当たっては、関係部局間の連携を強化し取り組みます。

また、計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第77条第4項の規定に基づく合議制の機関である鹿児島県子ども・子育て支援会議の意見を踏まえ取り組むこととします。

(2) 市町村との連携

新制度の実施主体である市町村は、利用定員の設定・変更（※1）や市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更（※2）を行う場合は、あらかじめ県と協議をすることとなっていますが、これらの協議を通じて県や市町村の計画が適正かつ円滑に実施されるよう十分に市町村との連絡、調整を図ります。

また、必要に応じ説明会を開催するなど、市町村の計画推進に必要な情報提供に努めます。

さらに、新制度の周知についても、市町村と連携を図りながら広報に取り組んでまいります。

※1:子ども・子育て支援法第31条第3項、法第32条第3項

※2: // 第61条第9項

2 計画の達成状況の点検、評価、見直し

計画の達成状況の点検、評価、見直しにおいては、県子ども・子育て支援会議の意見を踏まえながら、次のように対応します。

(1) 点検、評価

各年度において、計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価を行い、その結果を公表します。

(2) 見直し

市町村においては、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村計画の見直しを行うこととなっていますが、県においては、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行うこととします。

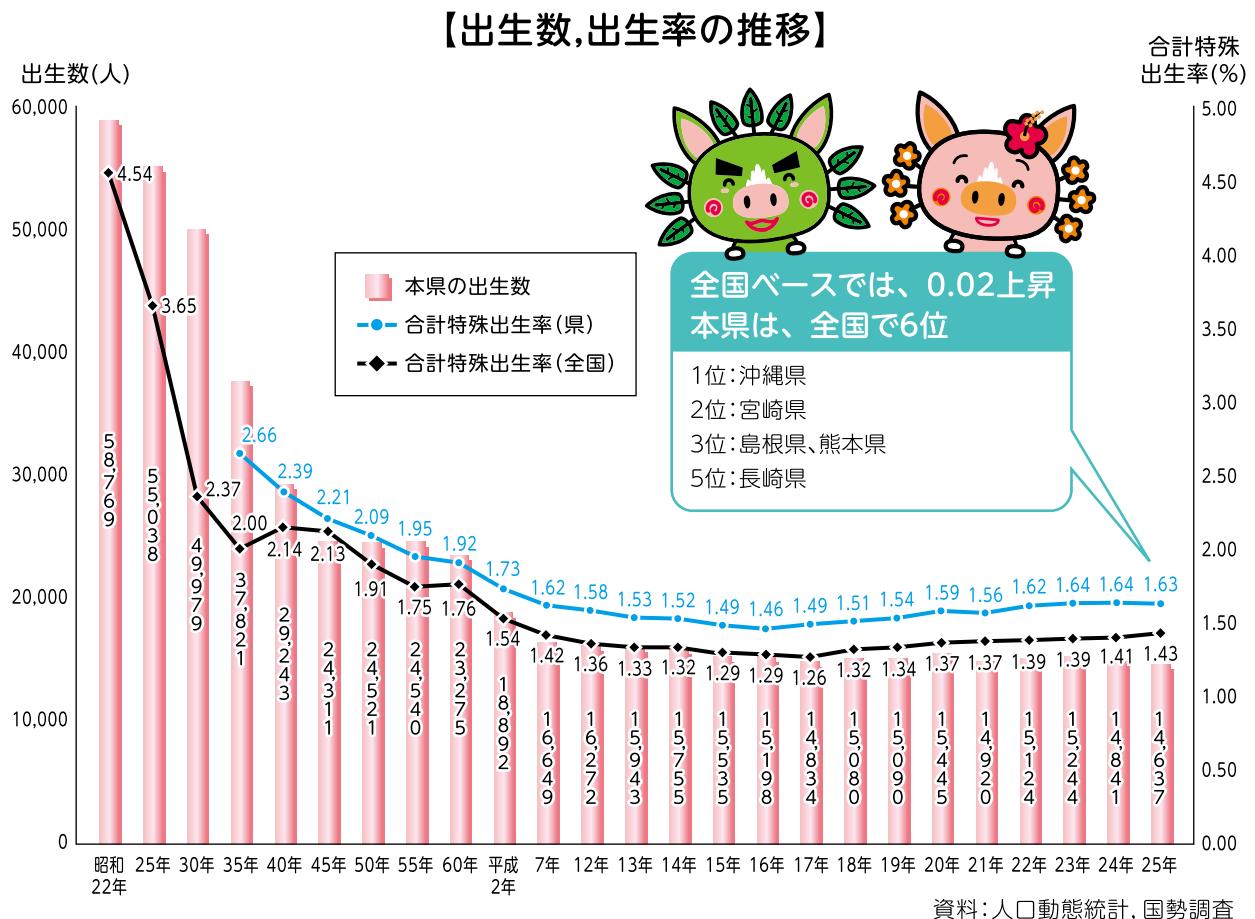
なお、この場合において見直し後の計画の期間は、当初の計画期間とします。

第3 計画策定の背景

1 少子化の現状

(1) 出生の動向

- 平成25年の本県の出生数は14,637人で、昭和40年と比べて約半分となっています。



(2) 未婚化・晩婚化の進行

① 婚姻率の推移

- 全国に比べ未婚化が進行しています。

② 本県の年齢別未婚率の推移(25歳～39歳)

- 男女の各年齢層とも未婚率の割合が上昇しています。

③ 未婚化・晩婚化・晚産化

- 生涯未婚率は、全国、本県とも大幅に上昇し、晩婚化が進行しています。
- 出生時の母の年齢も高くなっています。

2 子どもの育ちと子育てをめぐる環境と課題

(1) 集団活動や異年齢交流の機会の減少

- ・少子化が進行し、子どもの数や兄弟姉妹の数も減少しています。
- ・集団の中で同年齢児や異年齢児と共に育つ体験を十分に得ることが困難な状況となっています。

(2) 子育てをめぐる地域や家庭の状況の変化

- ・子育ての孤立化、子育てに不安や負担を感じる親が増加しています。
- ・保護者が子育ての相談をする場や子どもと共に交流する場が必要となっています。

(3) 多様な教育・保育ニーズへの対応

- ・ライフスタイルの多様化などにより、多様な保育ニーズへの対応が求められています。
- ・幼稚園がないなど地域の事情により幼児期の教育を希望する者がこれを受けられない状況も見られます。

(4) 仕事等と子育ての両立支援

- ・保育所の待機児童や放課後児童クラブが不足しているいわゆる「小1の壁」の問題を解決する必要があります。
- ・男性を含めた全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれた生活を送ることができるように、働き方の見直しが必要となっています。

(5) 離島・過疎・へき地地域における教育・保育

- ・離島などでは、教育、保育を行う施設や事業の確保、放課後児童クラブなど地域子ども・子育て支援事業の実施が困難な地域があります。



第4 教育・保育等の推進

1 区域の設定

計画においては、教育・保育の量の見込み(需要量)と実施しようとする教育・保育の提供方法と実施時期(確保方策)を定める単位となる区域を設定することになっています。

設定に当たっては、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、広域利用等の実態を踏まえることとなっており、この区域が、教育・保育施設(※)の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となります。

本県においては、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、広域利用等の実態を踏まえた結果、県設定区域は市町村単位とします。

※子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設をいう。(以下同じ。)

2 各年度における県設定区域ごとの教育・保育の量の見込み及び確保方策

保育については、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末まで、その他については平成31年度末までに区域ごとの教育・保育の量の見込みに対応する確保方策を設定しています。

※各年度における県設定区域ごとの教育・保育の量の見込み及び確保方策は計画書別表に記載しております。

【イメージ】

○○市区域(例示)

	1年目 (平成27年度)				2年目 (平成28年度)			
	1号認定+2号認定 (教育ニーズ) うち2号認定 (教育ニーズ)	2号認定 (保育ニーズ)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育ニーズ) うち2号認定 (教育ニーズ)	2号認定 (保育ニーズ)	3号認定	計
①量の見込み(必要利用定員総数)	536	170	1,233	920	2,689	535	170	1,235
②確保方策(利用定員総数)	715		1,107	768	2,590	721		1,200
②-①	179		-126	-152	-99	186		-35
								61

	3年目 (平成29年度)				4年目 (平成30年度)			
	1号認定+2号認定 (教育ニーズ) うち2号認定 (教育ニーズ)	2号認定 (保育ニーズ)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育ニーズ) うち2号認定 (教育ニーズ)	2号認定 (保育ニーズ)	3号認定	計
①量の見込み(必要利用定員総数)	523	166	1,240	1,005	2,768	515	163	1,199
②確保方策(利用定員総数)	766		1,250	1,005	3,021	766		1,220
②-①	243		10	0	253	251		21
								299

	5年目 (平成31年度)				県で定める数		
	1号認定+2号認定 (教育ニーズ) うち2号認定 (教育ニーズ)	2号認定 (保育ニーズ)	3号認定	計	1号認定子ども	270	
①量の見込み(必要利用定員総数)	502	158	1,159	902	2,563	2号認定子ども	70
②確保方策(利用定員総数)	766		1,223	948	2,937	3号認定子ども	50
②-①	264		64	46	374		

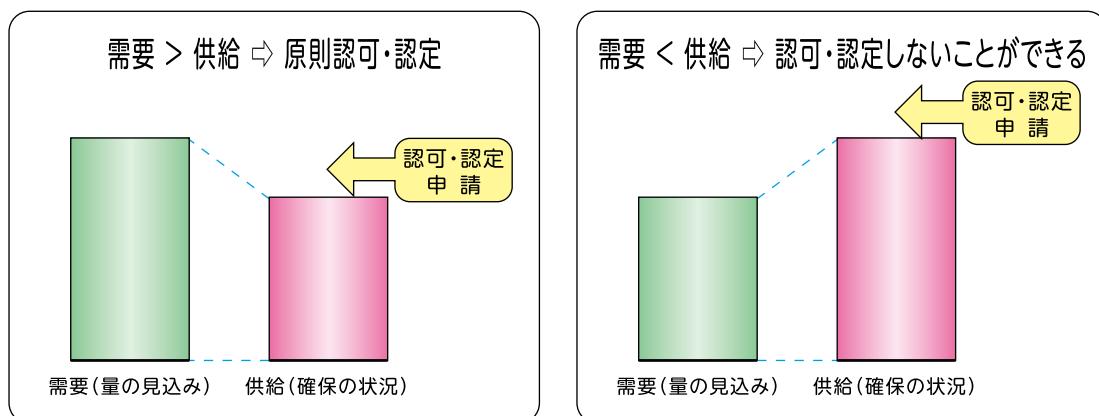
○ 県の認可・認定に係る需給調整の考え方

県設定区域ごとに判断をします。

(1) 基本的考え方

区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の状況)の状況に応じ、以下のとおり、認定こども園・保育所の認可・認定を行います。

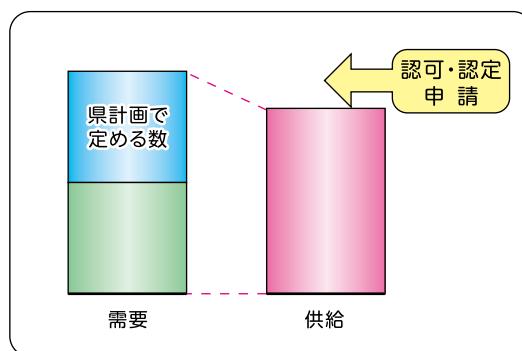
需要(量の見込み) > 供給(確保の状況)	⇒ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者である場合)
需要(量の見込み) < 供給(確保の状況)	⇒ 認可・認定を行わないことができる(=需給調整)



(2) 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

需要 + 「県計画で定める数」 > 供給

→ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)



- ・ この「県計画で定める数」は、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定します。
 - ・ 設定に当たっては、県子ども・子育て支援会議の議論を通じて透明性を確保します。
- ※ 鹿児島市内の幼保連携型認定こども園については、中核市である鹿児島市に認可権限があるため、鹿児島市の計画の中で定めることとなります。

3 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

① 認定こども園の普及

認定こども園については、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であること、また、地域の子育て支援も行う施設であることから、地域の実情に応じその普及を図ります。

② 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

幼稚園や保育所から認定こども園に移行する希望がある場合には、原則として認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行うこととします。

具体的には、教育・保育の供給量が必要量を上回る場合においても、各区域ごとの需要量に別表に定める「県の定める数」を加えた数までは、認可・認定を行うこととします。(認可・認定の考え方については、6ページに詳細を記載)

また、移行に際し、施設整備が必要な場合には、補助事業の活用を図ります。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

幼保連携型認定こども園は、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則です。また、幼稚園型認定こども園や保育所型認定こども園においても、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが望ましいとされています。

このため、認定こども園が、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する施設であることを踏まえ、幼稚園教諭と保育士に対する合同研修の充実を図ります。

なお、研修機会確保のため、保育所などの施設運営費の算定に当たっては、代替要員確保のための加算を行います。

(3) 教育・保育の必要性と推進方策

子ども・子育て支援法は、「子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」を目的としており、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものです。

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、事業の実施主体である市町村と十分に連携し、質の高い教育・保育の総合的な提供に取り組みます。